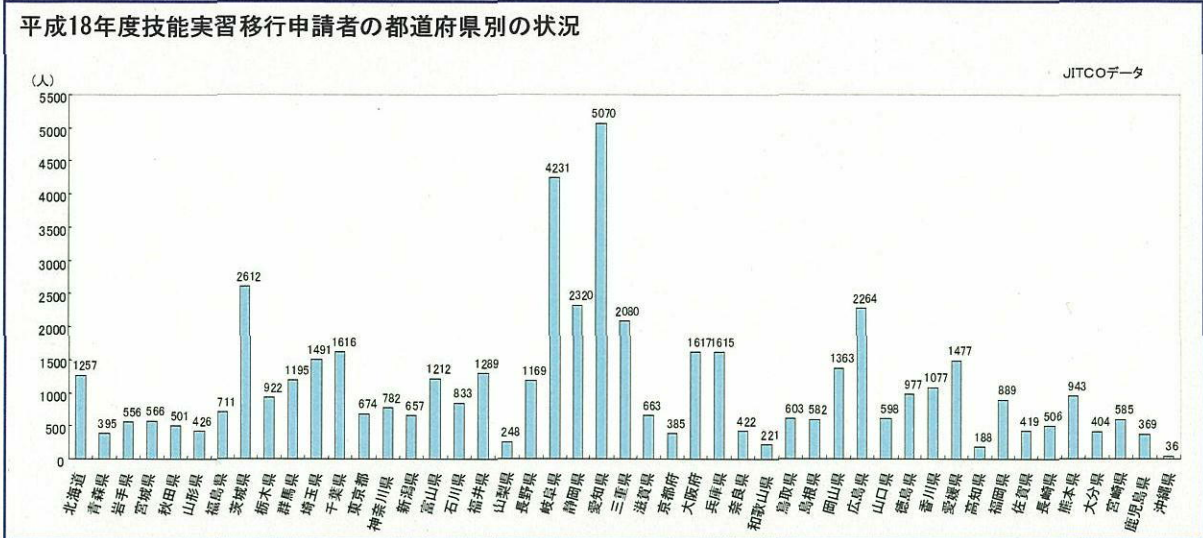


都道府県別技能実習移行申請者数



2. 平成19年の問題事案発生状況と適正化に向けた取組

本制度をめぐる問題事案の増加を受けて、関係行政機関及びJITCOにおいては制度の適正化に向けた取組を強化しているところであるが、依然として、研修中の残業（研修時間外の活動）や名義貸し（いわゆる「飛ばし」）、パスポートの取上げ等の不正行為が頻発している。また、最近では、受入れ団体が偽造パスポートによる入国を手引きしたケース、渡航費用を受入れ企業と研修生から二重取りしたケース、最低賃金法違反、パスポート管理等を受入れ企業に指示していたケース等、受入れ団体が不正の温床となっている事例が見られるところである。

なお、最近の傾向として、実習生が労働基準監督署に申告したり、労働審判の申立て、民事訴訟の提訴等を行うケースが目につくようになっており、実習生自らの訴えにより問題事案が顕在化するケースが増えている。

（法務省入国管理局による不正行為認定等）

平成19年の不正行為認定件数を見ると、出入国管理機関において取締りを強化していることもあり、その数は大幅に増加し、449件（対前年220件の増加）となっている。

## 不正行為認定件数 (法務省データ)

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	合計
認定件数	92	210	180	229	449	1160
うち団体監理型	87	208	175	218	440	1128

不正行為認定の類型別内訳		H19年						H19年計 (延数)	H18年計 (延数)
		企業単独型	団体監理型						
			第一次受入れ機関	第二次受入れ機関					
第1類型	①二重契約	0	25.0%	7	8.9%	1	5.3%	8	20
	②研修・技能実習計画との齟齬	2	58.3%	4	58.9%	30	25.6%	36	46
	③名義貸し	2	8.3%	4	26.8%	109	52.7%	115	74
	④虚偽文書の作成・行使	3	66.7%	13	91.1%	6	8.9%	22	43
第2類型	所定時間外活動等	3	83.3%	5	12.5%	90	42.3%	98	69
第3類型	人権侵害行為等	0	50.0%	6	8.9%	64	10.1%	70	4
第4類型	問題事例未報告等	0	8.3%	1	7.1%	0	1.4%	1	7
第5類型	労働法規違反等	2	25.0%	6	0.0%	201	14.5%	209	68
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0.0%	3	0.0%	0	0.0%	3	1
計		12		84		501		562	332

こうした中、法務省入国管理局においては、昨年12月、受入れ機関等が留意すべき事項を定めた「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」について、制度運用の適正化の観点から改訂するとともに、不正行為に該当する行為についても具体的に列挙・明確化し、取締りを強化しているところである。

特に、今回の改訂においては、①パスポートや外国人登録証明書を預かる等不適切な方法による研修生の管理の禁止、②営利目的であっせんを行う機関の介在の禁止、③受入れ団体における研修実施体制の確保、④送出し機関が徴収している保証金等の適正化等が明記されたほか、受入れ機関が不正行為に認定された場合であっても、研修生・実習生本人に責がなく、適正に研修・実習を実施できる他の機関に受け入れられる場合には、引き続き在留が認められることが明確にされたところである。

## (労働基準監督機関による監督指導等)

労働基準監督機関においては、JITCOから提供された情報も踏まえ、実習生の労働条件の履行確保上問題があると考えられる実習生受入れ事業場に対する監督指導を実施している。平成18年度の技能実習生受入れ事業場に対する監督指導件数は1,633件(うち違反事業場数1,209件、違反率74.0%)となっており、前年度(906件)に比べて大幅に増加している。

また、実習生に係る申告件数は232件となっており、ここ数年大幅に増加している(平成16年48件、平成17年126件)。